

S A J スキーデモンストレーター選出基準及び要領

1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、S A J スキーデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。
2. スキーデモンストレーター選考会（以下「選考会」という。）の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。
3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及びB級以上の公認スキー検定員資格を有し、その資格が有効で、加盟団体長の推薦を得た者とする。
4. 選考方法は、選考会開催要項により周知する。
5. S A J スキーデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男女合わせて30名以内とする。
6. 任期は、次期選考会までの2年間とする。
7. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成4年9月	制定
平成5年6月26日	改正
平成14年11月5日	改正
平成19年7月5日	改正
平成23年9月20日	改正
平成25年7月9日	改正
平成29年7月15日	改正
令和3年1月29日	改正
令和7年5月29日	改正